

1 0 年 保 存
機 密 性 1
令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 16 年 3 月 31 日まで

雇均発 0428 第 2 号
令和 5 年 4 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の
施行に当たり留意すべき事項について

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和 3 年法律第 80 号。以下「法」という。）については、令和 3 年 6 月 18 日付けで公布され、令和 5 年 4 月 28 日付けで公布された中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 176 号）により、令和 5 年 6 月 1 日付けで施行されることとなる。

これに伴い、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行令（令和 5 年政令第 177 号）、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則（令和 5 年厚生労働省令第 72 号）及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規程（令和 5 年厚生労働省告示第 178 号）についても、令和 5 年 4 月 28 日付けで公布され、法と同日付けで施行されることとなる。

法の施行事務については都道府県の主管部局が行うこととなるため、令和 3 年 6 月 18 日付け雇均発 0618 第 1 号「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の公布について」（別紙 1 参照）、令和 5 年 4 月 28 日付け雇均発 0428 第 1 号「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行について」（別紙 2 参照）を各都道府県知事あてに通知したところであるが、貴職におかれては、下記に留意の上、対応されるよう遺憾なきを期されたい。

記

1 法の概要等

(1) 法の目的について（別紙3及び4参照）

中小事業主が行う事業に従事する者等の安全及び健康の確保並びに福利厚生等の充実を図るため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立し、もって中小事業主が行う事業に従事する者等の福祉の増進に資すること。

(2) 法の概要について（別紙3及び4参照）

① 中小事業主が行う事業に従事する者等の範囲

中小事業主に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者及び中小事業主（法人等の場合は代表者。労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とするものを含む。）

② 共済団体が行う事業

労働災害等防止事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は行政庁の認可を受けて共済事業を行うことができる。

ア 労働災害等防止事業（中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図る事業）

イ 共済事業（中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害に関する共済事業）

※ 共済契約者が中小事業主であり、共済金の額が省令で定める額を超えず、共済期間が1年を超えないものに限る。

ウ これらに附帯する事業

2 都道府県労働局における対応

共済契約者から共済団体が行っている共済の内容や手続きに関し相談が寄せられた場合や、一般社団法人又は一般財団法人から認可又は承認に関する申請の手續や書類の提出等の相談が寄せられた場合には、厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働者協同組合業務室に取り次ぐこと。

雇均発 0618 第 1 号
令和 3 年 6 月 18 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の公布について

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)については、令和3年6月11日に第204回国会において可決・成立し、本日公布されました。

その主な内容については下記のとおりですので、御了知いただくようお願いいたします。

なお、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行のために必要な関係政省令等については、今後、労働政策審議会に諮り、その答申を得て、制定することとしています。

記

第1 総則

1 目的

この法律は、中小事業主に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者等の安全及び健康の確保並びに福利厚生等の充実を図るため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立し、もって中小事業主が行う事業に従事する者等の福祉の増進に資することを目的とすることとしたこと(第1条関係)。

2 定義

- (1) この法律において「中小事業主」とは、アからウまでのものをいうこととしたこと（第2条第1項関係）。
 - ア 常時使用する労働者の数が300人以下である事業主
 - イ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下である事業主
 - ウ 労働者を使用しないで事業を行うことを常態とするもの
- (2) この法律において「中小事業主が行う事業に従事する者等」とは、(1)のア又はイの者に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者及び中小事業主をいうこととしたこと（第2条第2項関係）。
- (3) この法律において「労働災害」とは、労働者災害補償保険法に規定する業務災害及び通勤災害をいうこととしたこと（第2条第3項関係）。
- (4) この法律において「労働災害相当災害」とは、商業、工業、サービス業その他の事業の事業主及び当該事業に従事する者（労働者である者を除く。）の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）のうち、労働災害に相当する災害をいうこととしたこと（第2条第4項関係）。
- (5) この法律において「労働災害等」とは、労働災害及び労働災害相当災害をいうこととしたこと（第2条第5項関係）。
- (6) この法律において「労働災害等防止事業」とは、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図る事業をいうこととしたこと（第2条第6項関係）。
- (7) この法律において「共済事業」とは、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害に関し、共済掛金の支払を受け、共済金を交付する事業であって、当該事業に係る共済契約が次のアからウまでに適合するものをいうこととしたこと（第2条第7項関係）。
 - ア 共済契約者が中小事業主であること。
 - イ 共済金の額が厚生労働省令で定める額を超えないこと。
 - ウ 共済期間が一年を超えないこと。
- (8) この法律において「共済団体」とは、3の認可を受けて共済事業を行う者をいうこととしたこと（第2条第8項関係）。

3 認可

労働災害等防止事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、保険業法の規定にかかわらず、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができることとしたこと（第3条関係）。

4 共済事業の種類

- (1) 3により一般社団法人又は一般財団法人が行うことができる共済事業

は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業とすることとしたこと（第4条第1項関係）。

- (2) (1)の共済事業を行う3の一般社団法人又は一般財団法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができることとしたこと（第4条第2項関係）。

5 申請

3の認可を受けようとする者は、名称、純資産額、役員等の氏名又は名称、認可を受けようとする共済事業の種類、労働災害等防止事業の内容、他に行う事業の内容等を記載した申請書を行政庁に提出しなければならないこととしたこと（第5条第1項関係）。

6 認可審査基準

行政庁は、3の認可の申請があった場合において、当該申請が(1)から(6)までの基準等に適合すると認めるときは、3の認可をするものとしたこと（第6条関係）。

- (1) 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人であって、定款の規定が法令に適合しない一般社団法人又は一般財団法人等でないこと。
- (2) 申請者が、共済事業を的確に遂行するに足る財産的基礎を有すること。
- (3) 申請者が、共済事業を的確に遂行するに足る人的構成を有すること。
- (4) 申請者の行う労働災害等防止事業が、基準を満たすものであること。
- (5) 他に行う事業が、共済事業に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (6) 共済規程の記載事項において、共済契約の内容が共済契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること等の基準に適合するものであること。

第2 共済事業等

1 業務

(1) 事業の範囲

ア 共済団体は、共済事業及び労働災害等防止事業並びにこれらに附帯する業務を行うことができることとしたこと（第10条第1項関係）。

イ 共済団体は、アの事業のほか、他の事業を行うことができないうこととしたこと。ただし、当該共済団体がアの事業を適正かつ確実にを行うにつき支障を及ぼすおそれがないと認められる事業について、行政庁の承認を受けたときは、この限りでないこととしたこと（第10条第2項関係）。

(2) 資産運用の制限

共済団体は、共済掛金として収受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得等の方法によらなければならないこととしたこと（第11条第1項関係）。

(3) 業務運営に関する措置

共済団体は、その共済事業に係る業務に関し、当該業務に係る重要な事項の利用者への説明、当該業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、当該業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないこととしたこと（第12条関係）。

(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置

共済団体は、共済事業に関し苦情処理措置及び紛争解決措置を講じなければならないこととしたこと（第15条関係）。

2 経理

(1) 業務報告書

共済団体は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならないこととしたこと（第17条第1項関係）。

(2) 区分経理等

ア 共済団体は、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならないこととしたこと（第19条第1項関係）。

イ 共済団体は、原則として、共済事業に係る会計に関し共済事業に係る会計から他の事業に係る会計へ資金を運用すること等の行為をしてはならないこととしたこと（第19条第2項関係）。

(3) 価格変動準備金等

共済団体は、価格変動準備金、責任準備金及び支払備金をそれぞれ積み立てなければならないこととしたこと（第22条第1項、第23条第1項及び第24条第1項関係）。

3 監督

(1) 共済事業の種類等の変更

共済団体は、共済事業の種類、労働災害等防止事業の内容又は他に行う事業の内容の変更をしようとするときは、原則として行政庁の認可を受けなければならないこととしたこと（第25条第1項関係）。

(2) 共済規程に定めた事項の変更

共済団体は、共済規程に定めた事項の変更をしようとするときは、原則

として行政庁の認可を受けなければならないこととしたこと（第26条第1項関係）。

(3) 定款の変更の認可

共済団体の目的、事務所の所在地その他共済事業に関する事項に係る定款の変更についての社員総会又は評議員会の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないこととしたこと（第27条関係）。

(4) 届出事項その他

共済団体は、第1の3の認可を受けて共済事業を開始したとき等は、その旨を行政庁に届け出なければならないこととしたこと（第28条関係）。

(5) 健全性の基準

行政庁は、共済団体の経営の健全性を判断するための基準として共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができることとしたこと（第31条関係）。

(6) 共済規程に定めた事項の変更命令

行政庁は、共済団体の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該共済団体に対し、その必要の限度において、共済規程に定めた事項の変更を命ずることができることとしたこと（第32条関係）。

(7) 業務の停止等

行政庁は、共済団体の業務若しくは財産又は共済団体及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該共済団体に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該共済団体の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該共済団体の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができることとしたこと（第33条第1項関係）。

(8) 認可の取消し等

ア 行政庁は、共済団体が、法人の機関、罰則及び行政処分等に関し定める欠格事由に該当することとなったとき等に該当することとなったときは、当該共済団体の業務の全部若しくは一部の停止若しくは理事、監事若しくは会計監査人の解任を命じ、又は第1の3の認可を取り消すことができることとしたこと（第34条関係）。

イ 行政庁は、共済団体の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが共済契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該共済団体の第1の3の認可を取り消すことができることとしたこと（第35条関係）。

4 共済契約の移転等に係る保険業法の規定の準用

共済団体の共済契約の移転等について、保険契約の移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託に関する保険業法の規定を準用することとしたこと（第37条～第39条関係）。

第3 解散等

1 解散の原因

一般社団法人及び一般財団法人の解散の事由のうち、定款で定めた存続期間の満了及び定款で定めた解散の事由の発生は、共済団体に対しては適用しないこととしたこと（第41条関係）。

2 解散等の認可

共済団体の解散についての社員総会の決議等の事項は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないこととしたこと（第42条第1項関係）。

3 合併の認可

共済団体の合併（共済団体が合併後存続する場合又は共済団体を合併により設立する場合に限る。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないこととしたこと（第45条第1項関係）。

4 合併に係る保険業法の規定の準用等

共済団体の合併について、保険業法の債権者の異議に関する特則、合併後の公告等及び合併の登記の申請等の規定を準用することとしたこと（第47条第1項関係）。

5 行政庁による清算人の選任及び解任

行政庁による清算人の選任、解任等について所要の規定を置くこととしたこと（第48条関係）。

第4 共済募集

1 共済募集の制限

- (1) 共済団体の社員若しくは役員（代表権を有する役員及び監事を除く。）若しくは使用人又は共済代理店若しくはその役員（代表権を有する役員並びに監事、監査役、監査等委員及び監査委員を除く。（1）において同じ。）若しくは使用人がその所属共済団体のために共済契約の締結の代理又は媒介（共

済代理店である銀行等（銀行その他の政令で定める者をいう。（2）及び第7の2において同じ。）又はその役員若しくは使用人にあつては、共済契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合に限る。）を行う場合を除くほか、何人も共済募集を行ってはならないこととしたこと（第54条第1項関係）。

(2) 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、第2の3の(4)の届出を行って共済募集を行うことができることとしたこと（第54条第2項関係）。

2 共済募集等に係る保険業法の規定の準用

共済募集人が行う共済募集について保険業法の所属保険会社等の賠償責任の規定を、共済団体又は共済募集人が行う当該共済団体の共済契約の締結又は共済募集について同法の情報提供等の規定を、共済募集を行う共済募集人について同法の業務運営に関する措置の規定を、共済代理店が行う共済募集について同法の自己契約の禁止の規定を、それぞれ準用することとしたこと（第55条第1項関係）。

第5 雑則

1 認可等の条件

(1) 行政庁は、この法律又はこの法律において準用する保険業法の規定による認可等に条件を付し、及びこれを変更することができることとしたこと（第57条第1項関係）。

(2) (1)の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならないこととしたこと（第57条第2項関係）。

2 行政庁

この法律及びこの法律において準用する保険業法における行政庁は、一の都道府県の区域を越えない区域において共済事業を行う旨を共済規程に定める共済団体については都道府県知事、その他の共済団体については厚生労働大臣とすることとしたこと（第61条関係）。

第6 罰則

不正の手段により第1の3の認可を受けた者等に対して所要の罰則を設けることとしたこと（第65条～第73条関係）。

第7 施行期日等

1 経過措置

認可特定保険業者が共済団体となる場合の従前の保険契約から共済契約への

移行措置等について、所要の規定を置くこととしたこと（附則第2条関係）。

2 検討

政府は、第4の1の(1)及び(2)により銀行等が行う共済募集の状況を踏まえ、共済契約者等の一層の保護の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事としたこと（附則第5条関係）。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたこと。

雇均発 0428 第 1 号
令和 5 年 4 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律
の施行について

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号。以下「法」という。）については、令和3年6月18日付けで公布され、その概要について、令和3年6月18日付け雇均発0618第1号「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の公布について」において通知したところです。

今般、令和5年4月28日付けで公布された中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第176号）により、法が令和5年6月1日から施行されることとなるとともに、これに伴い、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行令（令和5年政令第177号。以下「施行令」という。）、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則（令和5年厚生労働省令第72号。以下「規則」という。）及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規程（令和5年厚生労働省告示第178号。以下「告示」という。）が令和5年4月28日付けで公布され、法と同日付けで施行されることとなります。

については、施行令、規則及び告示について、その趣旨や主な内容等を下記のとおり通知するので、十分御了知の上、関係者等に対してその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 施行令について

(1) 趣旨

法の施行に伴い、法において政令に委任されている事項を定めるもの。

(2) 本則関係

① 共済契約の移転の対象から除かれる共済契約（第1条関係）

法第37条の規定により読み替えて準用する保険業法（平成7年法律第105号）第135条第2項（法第36条第3項の規定により適用する場合を含む。）に規定する移転の対象から除かれる共済契約は、移転の公告等の時において既に共済事故が発生している共済契約等とすること。

② 共済契約の移転の異議申立てに係る共済金請求権等の範囲（第2条関係）

法第37条の規定により読み替えて準用する保険業法第137条第3項（法第36条第3項の規定により適用する場合を含む。）に規定する権利（※）は、移転の公告等の時において既に生じている共済金請求権及び返戻金、契約者割戻金その他の給付金の請求権とすること。

※ 共済契約の移転に異議を述べた移転対象契約者の共済契約の債権（移転の公告等の時において既に生じている共済金請求権その他の政令で定める権利を除く。）の額に相当する金額が移転対象契約者の当該金額の総額の一定割合を超えるときは共済契約の移転をしてはならないとされているところ、当該政令で定める権利を定めるもの。

③ 解散等の認可をしない理由とならない共済契約（第3条関係）

法第42条第3項に規定する共済団体の解散等の認可をしない理由とならない共済契約（※）については、法第42条第1項の認可（解散等の認可）の申請の日において既に共済事故が発生している共済契約等とすること。

※ 法第42条第3項は、解散等の認可の申請をした共済団体が行う共済事業に係る共済契約（政令で定める共済契約を除く。）がある場合には解散等の認可をしないものとしているところ、当該政令で定める共済契約を定めるもの。

④ 債権者の異議に関する督促に係る共済金請求権等の範囲（第4条関係）

法第47条第1項及び第2項の規定により読み替えて準用する保険業法第165条の24第5項に規定する権利（※）は、同条第2項の規定による公告の時に既に生じている共済金請求権及び返戻金、契約者割戻金その他の給付金の請求権とすること。

※ 共済団体の合併に共済契約者等が異議を述べた場合は、当該合併をする共済団体は当該共済契約者等に対し弁済等しなければならないが、共済契約者その他共

済契約に係る権利を有する者の当該権利（共済金請求権その他の政令で定める権利を除く。）については適用しないものとしているところ、当該政令で定める権利を定めるもの。

- ⑤ 行政庁が選任した清算人について準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定の読替え（第5条関係）

法第48条第9項の規定により行政庁が選任した清算人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについて所要の規定の整備を行うこと。

- ⑥ 共済募集を行うことができる銀行等の範囲（第6条関係）

法第54条第1項に規定する共済募集を行うことができる銀行等の範囲は、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）、信用金庫及び信用協同組合とすること。

- ⑦ 所属共済団体のために共済募集を行う共済募集人等について準用する保険業法の規定の読替え（第7条関係）

法第55条の規定により所属共済団体のために共済募集を行う共済募集人又は同条第1項において読み替えて準用する保険業法第305条第1項の規定による立入り、質問若しくは検査をする職員について同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについて所要の規定の整備を行うこと。

- (3) 附則関係

この施行令は、法の施行の日（令和5年6月1日）から施行すること。

2 規則について

- (1) 趣旨

法の施行に伴い、法により規則に委任されている事項を定めるもの。

- (2) 本則関係

- ① 認可（第2章第1節関係）

共済事業に係る共済金額の上限を1,580万円とすること、認可申請書の添付書類、共済規程の記載事項、共済団体の財産的基礎の基準を純資産額1億円以上とすること、共済団体が行う労働災害等防止事業の審査基準等について規定すること。

- ② 業務（第2章第2節関係）

共済団体が認可を受けた際に掲示する標識、理事又は監事の資格、共済団体が労働災害等防止事業及び共済事業の他に業務を行う場合の行政庁の承

認、共済内容その他参考となるべき情報の提供を行う際に用いる書面を交付した上で受領した旨の署名等を得るための措置、一の被共済者について引き受ける共済金額の合計額が1,580万円を超えないための適切な措置、銀行等に共済募集を行わせる際の業務運営に関する措置、共済事業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置等について規定すること。

③ 経理（第2章第3節関係）

共済団体が行政庁に提出する業務報告書等の提出、業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等、共済団体が積み立てなければならない必要な準備金等について規定すること。

④ 監督（第2章第4節関係）

共済事業の種類等の変更、共済規程に定めた事項の変更又は定款の変更の認可等について規定すること。

共済団体が掛金を集めて共済金を支払う際の支払能力の充実の状況が適当であるかの基準である健全性基準、告示による方法で計算された支払余力比率に応じて行政庁が出すべき命令の種類等について規定すること。

⑤ 共済契約の移転等（第2章第5節関係）

共済契約を他の団体に移転する場合に備え置かなければならない移転契約書や貸借対照表等の書類、公告事項又は通知事項、移転に異議を述べられた場合の債権の額、共済契約の移転の効力等について規定すること。

⑥ 解散等（第3章関係）

共済団体が解散や合併をする場合に必要な公告事項、合併共済団体の事前開示事項、合併後存続する共済団体又は合併により設立する共済団体の事後開示事項、吸収合併の効力等について規定すること。

⑦ 共済募集（第4章関係）

銀行、信用金庫及び信用協同組合が共済募集人として共済募集を行うための要件、共済団体又は共済募集人が契約内容その他参考となるべき情報の提供を行う場合の方法、共済契約の締結又は共済募集に関する禁止行為等について規定すること。

⑧ 雑則（第5章関係）

職員の身分を示す証票及び証明書、標準処理期間等について規定すること。

(3) 附則関係

施行期日等について規定すること。

3 告示について

(1) 趣旨

法及び規則において告示に委任されている事項を定めるもの。

(2) 告示の概要

① 健全性基準に関する事項（第1条関係）

法第31条に基づき、共済団体の経営の健全性を判断する基準として共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（以下「健全性基準」という。）は、下記の算式により得られる比率が200%以上であることについて規定すること。

$$\text{支払余力} / ((1 / 2) \times \text{リスク相当額})$$

② 支払余力に関する事項（第2条関係）

ア 規則において支払余力の算入項目として、その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額と帳簿価格の合計額の差額に一定率を乗じたものを規定しているところ、当該率を100分の99（ただし、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価格の合計額を下回る場合は、100分の100）とすること。

イ 規則において支払余力の算入項目として、土地の時価と帳簿価格の差額に一定率を乗じたものを規定しているところ、当該率を100分の85（ただし、土地の時価が帳簿価格を下回る場合には、100分の100）とすること。

③ リスク相当額に関する事項（第3条及び第4条関係）

リスク相当額については、一般共済リスク相当額、資産運用リスク相当額、経営管理リスク相当額及び巨大災害リスク相当額を基礎として、下記の算式により計算した額とすること。

リスク相当額

$$= \sqrt{(\text{一般共済リスク相当額})^2 + (\text{資産運用リスク相当額})^2} + \text{経営管理}$$

リスク相当額 + 巨大災害リスク相当額

④ 業務の停止等に関する事項（第5条関係）

規則第55条第2項及び第3項に規定する金額を、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から価格変動準備金の額等を控除した金額とすること。

⑤ 共済募集に関する事項（第6条乃至第9条関係）

規則から委任されている事項として、下記の内容等を規定すること。

ア 規則において規定される銀行等共済募集制限先に該当しない法人として、国、地方公共団体、日本銀行等とすること。

イ 規則において規定される営業地域が特定の都道府県に限られる特例銀行

等として、地方銀行、信用金庫、信用協同組合等とすること。

⑥ その他（附則関係）

施行期日等について規定すること。

法律の目的

中小事業主が行う事業に従事する者等の安全及び健康の確保並びに福利厚生等の充実を図るため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立し、もって中小事業主が行う事業に従事する者等の福祉の増進に資すること。

概要

(1) 中小事業主が行う事業に従事する者等の範囲

中小事業主に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者及び中小事業主（法人等の場合は代表者。労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とするものを含む。）

(2) 共済団体が行う事業 …… ①を行う一般社団法人又は一般財団法人が認可を受けて②を行うことができる

①労働災害等防止事業（中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図る事業）

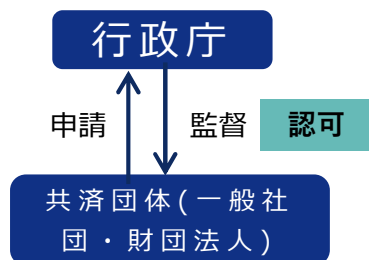
②共済事業（中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害に関する共済事業）

共済契約者が中小事業主、共済金の額が省令で定める額を超えず、共済期間が1年を超えないもの

③これらに附帯する事業

〈認可審査基準〉

- ① 一般社団・財団法人であって一定の欠格事由に該当しないこと
- ② 共済事業を的確に遂行するために必要な**財産的基礎、人的構成を有すること**
- ③ 一定の基準を満たす**労働災害等防止事業**を行うこと
- ④ 他に行う事業が共済事業に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑤ **共済規程**の記載事項が一定の**基準に適合**すること
- ⑥ 社員等の関係者や営利事業を営む者等に対し、特別の利益を与えるものでないこと
- ⑦ 役員報酬等について支給基準を定め、公表していること
- ⑧ その他政省令で定める基準を満たすこと



(3) 銀行等は、一定の要件を満たせば、共済契約の募集（窓口販売等）を行うことができるものとする。

(4) 行政庁は、認可の審査、業務報告書の内容を確認するほか、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、報告又は資料の提出、立入検査、業務の停止等を行うことができる。

施行期日：令和5年6月1日

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（制定の背景）

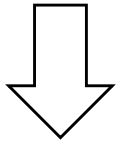
別紙 4

平成17年保険業法改正（平成17年5月2日公布、平成18年4月1日施行）

【改正前】特定の者を相手方とする共済事業は保険業法の適用なし ※いわゆる根拠法のない共済

【改正後】共済契約者の保護を図るため、特定の者を相手方とする共済事業にも原則として保険業法を適用

※いわゆる根拠法のない共済事業者は、原則として、保険業の免許又は改正法で創設された**少額短期保険業**の登録が必要となった。
ただし、公益法人については、当分の間、従前の共済事業（特定保険業）を行うことができることとする経過措置が設けられた。

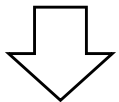


- ・公益法人制度改革関連法の施行（平成20年12月）により、既存の公益法人が平成25年11月末までの移行期間内に新法人に移行することが求められる中、新法人移行後には特定保険業を行うことができる経過措置の対象から外れることとなった。
- ・従前から共済事業を行っていた団体の中には、保険業法の規制に直ちに適合することが容易でないものが存在していた。

平成22年保険業法改正（平成22年11月19日公布、平成23年5月13日施行）

- 平成17年保険業法改正時に共済事業（特定保険業）を行っていた者のうち、一定の要件に該当するものは、当分の間、行政庁の認可を受けて、その監督の下、特定保険業を行うことができることとされた（**認可特定保険業**の創設）。

※行政庁：旧公益法人については旧主務官庁、その他は金融庁（財務局等に権限委任）



- ・認可特定保険業は、従前から事業を行っていた者のみが従前と同じ範囲でのみ事業を実施可能（新規事業は不可）
- ・労働災害の発生率は従業員規模が小さい事業場で高い傾向にあるため、労働災害等による損害を填補する共済制度の役割は重要
- ・新法の制定により、**安定的な制度の下、中小事業主が行う事業に従事する者等が安心して加入できる共済制度を整備**

※新法に基づく共済事業の共済契約者である「中小事業主」には「労働者を雇用しないで事業を行うことを常態とするもの」が含まれており、個人で事業を行う者も共済契約者となり得る。

	認可特定保険業者	少額短期保険業者	保険会社
法人形態	一般（公益）社団 ／財団法人	株式会社又は相互会社	
保険の契約者	平成17年当時と 実質的に同一	制限なし	
取扱商品		少額、短期、掛捨て	生損兼営不可
参入手続	認可	登録	免許
最低資本金・ 純資産額	純資産1000万円	資本金1000万円 純資産1000万円	資本金10億円
銀行窓販	不可	可	
保険計理人	短期商品のみ の場合等は選任不要	選任が必要	
セーフティネット	対象外	対象外 (供託制度あり)	対象